

林野火災注意報

発令中

▶ 林野火災注意報

現在、飯塚市・嘉麻市・桂川町において、林野火災が発生しやすい気象状況となっています。そのため「林野火災注意報」を発令します。

※火の使用制限の対象区域内（飯塚市・嘉麻市・桂川町）では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行わないように努めなければなりません。
（努力義務）

※「火の使用制限」とは？

「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」（飯塚地区消防組合火災予防条例第28条）

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて組合長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

【お問い合わせ】

飯塚消防署	(TEL : 22-7602、FAX : 22-7604)
庄内元吉出張所	(TEL : 82-4114、FAX : 82-4116)
岩崎出張所	(TEL : 42-0655、FAX : 43-3570)
片島分署	(TEL : 23-2211、FAX : 22-3385)
嘉麻分署	(TEL : 57-0399、FAX : 57-0700)
桂川分署	(TEL : 65-0321、FAX : 65-4307)

火災予防上、さらに危険な気象状況となった場合は「林野火災警報」を発令することがあります。

「林野火災警報」が発令されると火入れ、たき火等の火を使用する行為を行ってはいけません。

※罰則のある義務となります。